《助成対象経費一覧》

展示会参加費

リアル展示会

助成事業者名義で自ら主催者と契約し、自ら出展小間内で商談を行うための小間スペース利用料

- ア [I 6] 助成対象となる展示会[p7] に該当するリアルに開催される展示会への出展であること
- イ 主催者発行の一般に公開された日本語の出展要項があり、公募されていること
 - ※ パビリオン (=展示会内の一部のエリアを借り上げ企画募集する小間) への出展の場合は、パビリオンと展示会本体の両方の公開された出展要項の提出が必須 (p15)。パビリオンは、展示会主催者又は公的機関が運営するものに限る。
- ウ 出展と支払いが助成対象期間内であり、初回出展日が交付決定日の翌月以降であること
- エ 海外展示会の場合、公的機関を経由した申込・支払いも対象とする
- オ 小間の社名板と当日会場図に助成事業者名が掲示されること
 - ※ 販売権の有無に関わらず、他社名・他社ブランド名を社名板や公式マップに掲示した出展は助成対象とならない。
 - ※ 関連会社・グループ会社・親会社・子会社等の名称を掲示した場合も別法人での出展となるため、助成対象とならない。
 - ※「ブランド名」「商品名」を掲げて出展する場合は、自社ブランド・商品である証明として助成事業者名義の登録商標が必要。











オンライン展示会

助成事業者名義で自ら主催者と契約し、オンラインシステムによりリアルタイムで商談を行うための オンライン展示会に出展する場合に係る出展基本料 助成限度額 20万円

- イ 主催者発行の一般に公開された日本語の出展要項があり、公募されていること
- ウ 出展と支払いが助成対象期間内であり、初回出展日が交付決定日の翌月以降かつ開催期間が1か月以内であること
- エ オンライン商談システム (web 会議サービス) のある展示会であること
- オ オンライン出展の出展基本料が明示され、コンテンツ制作費・講演会(セミナー、プレゼンテーション、ウェビナー等) 参加費又は出演費・ログ解析費・アーカイブ配信費・広告費等の対象外経費を含んでいないこと
- カ 自社出展ページ名が助成事業者名であり、紹介商品が助成事業者の自社商品であること
- キ オンライン上で商品取引の契約・販売を可能とするシステム・機能が実装されていないこと

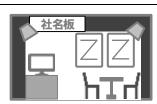
助成対象のリアル展示会に係る必要最低限の小間装飾委託費

- ア 展示会主催者が提供するパッケージ装飾又はオプション装飾費の一部
- イ 自社小間内に設置する什器・備品のリース代
- ウ 自社小間内で使用する電気使用料、そのための設営工事費
- エ 施工専門業者へ委託する小間装飾委託費のうち必要最低限の経費
- オ 印刷業者へ委託する小間内に掲示するパネル・ポスターの印刷費 (自社・自社商品・自社取扱商品を直接 PR するものに限る)

助成対象のリアル展示会への出展に際し、展示物の輸送を運送事業者へ委託する場合の輸送委託費

ア 自社の所在地と展示会場間の輸送費であり、経由地を含まないことが 送り状等により確認できること

イ 助成対象の展示会に係る展示物の輸送であること



輸送費



9

展小間料

才

1

ン出

展

料

資

材

出